

令和 7 年度当初予算編成方針

R6. 10. 17

総 務 部
清流の国推進部

1 当初予算編成の前提となる財政状況

○ 国の予算編成状況

- ・総務省より示された「令和 7 年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）」では、経済・財政新生計画等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和 6 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた。
- ・一般財源総額は、前年度を 1.3 兆円上回る 67.0 兆円、水準超経費を除いた地方交付税交付団体ベースでは、前年度から 1.2 兆円増額となる 63.9 兆円となっており、これは、人事院勧告を踏まえた人件費の増や社会保障関係経費の自然増などが踏まえられたものである。
- ・一方、地方税等についても、本年度に引き続き増加を見込んでいるが、人件費の増等による歳出増加も見込まれるなど、地方財政においては引き続き巨額の財源不足が生じることが見込まれるため、地方の借金である臨時財政対策債が増額されているほか、交付税の法定率の引き上げについては事項要求とされている。
- ・加えて、公立学校教員の処遇改善のための教職調整額の引上げなどについては、今後の予算編成過程で調整されるため、地方財政措置の動向については、十分注視していく必要がある。
- ・なお、国の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2024」では、「成長型経済の実現」や「持続可能な経済社会の実現」などとして、物価上昇を上回る賃上げの定着、構造的価格転嫁の実現、全世代型リ・スキリングの推進などを実施していくとされており、国の予算編成全般の動向についても注視していく必要がある。

○ 本県財政の状況

- ・歳出では、社会保障関係経費は高齢化の進展などにより増加を続ける見込みであるほか、公債費についても増加が続く見込みであり、さらに政策金利の引き上げに伴う県債の借入れ金利の上昇による増加も懸念される。また、こうした構造的な歳出増がある中であっても県民の安全・安心の確保や未来づくりに向けた政策課題には、着実に対応しなければならない。
- ・一方、歳入については、7 月の内閣府の試算によれば、来年度の税収については増収が見込まれているものの、海外景気の下振れや、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融市場の変動等の影響を注視していく必要があるなど、楽観視はできない。

2 当初予算編成の考え方

(1) 基本的な取組方針

- ・ 県民の安全・安心の確保や未来づくりに向け、次に掲げるような重要な政策課題に
着実に対応する必要がある。
 - ・ 安定的な賃上げの促進、消費拡大から更なる成長へとつながる経済の好循環
 - ・ 「岐阜県強靱化計画」を踏まえた更なる県土の強靱化対策
 - ・ 「岐阜県こども計画」を踏まえた、ライフステージに応じた切れ目のない支援、
困難な状況にあるこどもへの支援
 - ・ 「『清流の国ぎふ』文化祭 2024」などを通じ発見・創造してきた、「清流文化」
の発信、次世代への継承 など
- ・ 予算要求については、こうした政策課題などを踏まえた新規事業も含め、「予算要
求基準」を遵守し行うものとする。
- ・ なお、当初予算は「骨格予算」又は「骨格的予算」として編成することも想定され
るものであること。
- ・ 厳しい財政状況が続くことが見込まれるため、重要な政策課題への対応と持続的な
財政運営の双方を心掛け、メリハリの利いた予算編成を行う必要があり、以下①～
③の観点も踏まえた予算編成を行う。

① 重要な政策課題に的確に対応

- ・ 新規事業については、重要政策予算として、後述の一般財源総額の範囲外で要求で
きるものとする。
- ・ ただし、要求にあたっては、真に必要な事業に厳選し、安易な既存事業の組替えに
よる事業などは厳に要求を慎むこと。

② 財政規律の遵守

- ・ 一般政策予算については、別途各部に示す一般財源総額の範囲内で要求すること。

③ 事務事業見直しの反映

- ・ 別途提示している総務部案に沿った事務事業の見直しを進め、その見直し結果を踏
まえた要求とすること。
- ・ また、上記の見直しのみならず、既存事業の事業効果等を再度検証した上で、必要
に応じてスクラップを検討すること。
- ・ 令和6年5月7日付けの通知「職員からの事業アイデアの募集について」に基づく
提案及び令和6年5月13日から9月13日まで開催された「政策実現コラボ研修」
での提案については、関係部局にて前向きにその対応を検討すること。
- ・ また、見直し内容の反映は、各事業だけでなく、事務の改善を踏まえ、事務的経費
についても的確に行うこと。

(2) 具体的な予算編成の視点・ポイント

① 重要政策予算について

- ・(1) ①に記載の「新規事業」については、後述の一般財源総額の範囲外で要求できるものとする。
- ・ただし、要求にあたっては真に必要な事業に厳選し、安易な既存事業の組替えによる事業などは厳に要求を慎むこと。
- ・終期の設定については、原則3年以内とすること。
- ・国庫補助事業の活用を最優先して検討すること。

② 「予算要求基準」の遵守

別紙1のとおり

- ・予算要求基準を遵守のうえ、各事業の費用対効果や必要性、効率性、将来負担等を十分精査した予算要求を行うこと。
- ・一般政策予算については、別途各部に示す一般財源の範囲で予算要求すること。なお、当該予算については、前年度の一般財源と同額を基本に、令和6年度単年の事業や隔年で計上する周期事業、事業見直しなどを考慮するものとする。
- ・令和6年度の重要政策予算（単年度事業を除く）については、一般政策予算として取り扱い、一般財源総額の算定を行うものであること。
- ・既存事業の縮減を行う場合には、各事業を一律減額するのではなく、事業の廃止・休止による抜本的な見直しに努めること。また、その場合において、関係者や関連団体との意思疎通を十分に行うこと。
- ・個別調整事業については、今後の予算編成過程において所要額の検討を行う予定であること。
- ・その他の政策予算、非裁量予算、管理予算については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

③ 事務事業見直しの反映について

- ・令和6年度に終期を迎える事業の見直しについては、別途、総務部案を提示していることから、原則、その見直し案に沿って要求すること。
- ・見直し案に基づき、創設あるいは内容の見直しを行う事業については、その効果を明確に示したうえで要求すること。

④ 市町村等との連携について

- ・市町村や各種団体などとの連携が必要な事業については、当該団体と十分な調整や必要な情報共有を行うこと。

⑤ 公共施設の再整備及び維持保全と維持管理予算について

- ・公共施設の再整備及び維持保全に係る予算については、岐阜県県有建物長寿命化計画（個別施設計画）の改訂を検討しているところであり、今後、管財課から示される令和7年度の計画額を踏まえ、工事箇所や規模の精査、先送りの可否など、各部局において十分に精査したうえで、要求すること。

- ・そのうえで、長寿命化計画の額を超える場合等については、県全体の優先度などの観点から、年度間の平準化を図ることも想定していること。

⑥ 周期事業の取扱い

- ・複数年周期で予算計上を行う必要のある事業については、必要最小限での要求を可能とし、財源捻出は不要とする取扱いであること。

⑦ 基金事業の取扱い

- ・基金を財源に実施する事業については、各部の活用計画により要求すること。
- ・清流の国ぎふ森林・環境税事業については、林政部と調整後、要求すること。
- ・なお、国補正基金に係る要件緩和や活用期間の延長等の見直しが行われれば、必要な対応を行うこと。

⑧ 国庫補助事業等の受け入れの精査

- ・国において進められる地方財政に関連する制度等の見直しについては、その動向を十分注視し、適宜適切に予算に反映すること。
- ・国庫補助事業については、財源的には有利であるが、一定の県費を伴うことや事業実施に伴い人的負担を要することから、必要性や事業効果を十分吟味したうえで受け入れを行うこと。また、国庫 10/10 事業であっても、人的負担が伴うことや県費による事業継続の可能性があることを十分に認識し、安易な受け入れを厳に慎むこと。
- ・デジタル田園都市国家構想交付金については、地方創生を推進する観点から、積極的に活用するよう心掛けること。

⑨ 過去の予算の前倒し効果の反映

- ・過去の予算において、後年度で見込まれた財政需要について前倒して対応したものについては、原則、予算要求を差し控えること。

⑩ 監査委員等指摘事項への予算対応

- ・監査委員、県議会決算特別委員会、包括外部監査人からの指摘事項について、適切に予算に反映したうえで要求することとし、再度指摘を受けることのないよう適切に対応すること。

⑪ 「予算の使い切り」廃絶に向けた取組みの徹底

- ・「予算の使い切り」廃絶に向けた取組みを徹底することとし、現段階で執行計画の確定していない不要不急の経費の要求は控えるとともに、年度末における無理な予算執行は厳に慎むこと。
- ・RENTAI 掲示板に掲示している「予算の残し方事例集」を活用し、経費節減に努めること。

⑫ 現地機関の実情把握

- ・ 本庁各課においては、予算要求に際して現地機関の実情を十分把握し、その声を反映した予算要求に努めること。
- ・ なお、RENTAI リンク集に設置している「予算相談窓口」にて受け付けた案件のうち、予算対応が必要なものは、関係各課へ対応を協議する予定であること。

⑬ 特別会計、企業会計について

- ・ 各会計の運営状況を勘案しつつ、税負担（一般会計繰出）の妥当性等について再検証すること。

⑭ 債務負担行為及び長期継続契約の適切な運用

- ・ 債務負担行為については、岐阜県公契約条例を踏まえた適切な運用に留意する必要があるとともに、将来の財政運営を圧迫する側面もあることから、対象事業、限度額、年割額等について十分な精査を行うこと。
- ・ 長期継続契約については、債務負担行為同様、全体事業費及び各年度事業費を明らかにして要求すること。

⑮ 予算編成過程の公開について

- ・ 予算編成過程を公開する中で、事業ごとにこれまでの取組状況や成果についても公開することとしていることから、所管課においては、事業の目的や取組みの評価などを定量的に十分整理して予算要求を行うこと。
- ・ また、事業の評価指標については、原則設定することとしており、各事業が位置づけられる各種計画や、「清流の国ぎふ」創生総合戦略における数値目標などを参考に設定すること。

事業分類別の予算要求基準

この予算要求基準は、あくまでも現時点における要求の上限を定めるものであり、今後の税収や地方交付税の動向など、財政環境の変化等により、更なる歳出削減があり得るものであること。

1 政策予算

政策予算の要求に際しては、事業の目的やこれまでの取組みの評価などを定量的に十分整理し、県民目線を意識し、行政需要に的確に対処した要求を行うよう心がけること。

(1) 一般政策予算

- ・別途、各部に示す一般財源総額の範囲内で予算要求すること。なお、令和6年度単年度の事業や、隔年で計上する周期事業などを考慮した上で、前年度の一般財源の同額を基本として、一般財源総額を算出していること。
- ・令和6年度の重要政策事業（コロナ事業分を除く新規事業分のみ）のうち、継続実施が必要な事業については、一般政策予算として取り扱うことから、一般財源総額の算定は、当該事業に係る一般財源も含めたものとなること。
- ・既存事業の縮減を行う場合には、各事業を一律減額するのではなく、事業の廃止・休止による抜本的な見直しに努めること。また、その場合において、関係者や関連団体との意思疎通を十分に行うこと。

(2) 重要政策予算

- ・新規事業については、所要額を要求することとするが、真に必要な事業に厳選し、安易な既存事業の組替えによる事業などは厳に要求を慎むこと。
- ・終期の設定については、原則3年以内とすること。
- ・原則ソフト事業を対象とするもの（1千万円未満のハード事業を含む）であること。
- ・国庫補助事業の活用を最優先して検討すること。

(3) 個別調整経費

- ・「公共柩」「県単柩」「学校建設事業」「単独交通安全整備事業」「私学振興補助金」「スポーツ振興事業」については、今後の予算編成過程において所要額の検討を行う予定であること。
- ・「学校建設事業」のうち、県有建物長寿命化計画における建物の再整備及び維持保全経費については、「学建長寿命化」として、予算編成方針の2（2）「⑤ 公共施設の再整備及び維持保全と維持管理予算について」に基づいて要求すること。

(4) 県費1千万円以上の投資的経費

- ・可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。
- ・新たな施設整備の着手を行う場合は、事業規模やランニングコストの多寡、他県の整備状況など、必要性を十分精査した上で要求すること。

(5) 学校建設事業以外の県有建物長寿命化計画予算（再整備及び維持保全経費）

- ・県有建物長寿命化計画における建物の再整備及び維持保全経費については、予算編成方針の2（2）「⑤ 公共施設の再整備及び維持保全と維持管理予算について」に基づいて要求すること。

(6) その他の政策予算

- ・「情報システム開発経費」「情報システム保守管理経費」「特別会計への繰出金等」「指定管理者制度導入施設関連事業」については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

2 非裁量予算

- ・所要額の確実な見通しに基づき積算するとともに、非裁量予算とすることの適否を含め、制度のあり方まで踏み込んで見直したうえで、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

3 管理予算

- ・「人件費」については、従来のルールに基づき、要求すること。
- ・その他の管理予算については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

令和7年度 事業分類体系

事業分類			略名	定 義	
政策予算	特定政策予算	個別調整事業	公共枠	公共枠	公共枠として枠的に予算措置する事業
			県単枠	県単枠	県単枠として枠的に予算措置する事業
			私学振興補助金	私学振興	私学振興枠として枠的に予算措置する事業
			学校建設事業	学校建設	学建枠として枠的に予算措置する事業
			学校建設事業のうち県有建物長寿命化計画分	学建長寿命化	学建枠として枠的に予算措置する事業のうち県有建物長寿命化計画に係る事業
			単独交通安全整備事業	単独交安	単独交安枠として枠的に予算措置する事業
			スポーツ振興事業	スポーツ振興	スポーツ振興枠として枠的に予算措置する事業
		県費 1 千万円以上の投資的事業	1 千万以上	県費 1 千万円以上の投資的事業（毎年度、経常的に一定額を計上する事業を除く）	
		県有建物長寿命化計画予算（再整備及び維持保全）	長寿命化	県有建物長寿命化計画に係る予算（再整備及び維持保全）	
		森林整備特別事業	森林整備	森林枠として枠的に予算措置していた事業	
		情報システム開発経費	情報開発	情報システム開発経費（「情報システム導入審査委員会」協議対象事業に限る）	
		情報システム保守管理経費	情報保守	情報システム保守管理経費（複数年契約締結事業に限る）	
		特別会計への繰出金等	特会繰出金等	特別会計への繰出金等	
		指定管理者制度導入施設関連事業	指定管理者	指定管理者制度導入施設関連事業	
	一般政策予算	一般政策経費（通常分）	一般政策通常分	一般政策予算のうち、他に分類される事業を除く事業	
		一般政策経費（特定分）	一般政策特定分	県有建物長寿命化計画対象外施設の維持管理費、会計年度任用職員報酬（定数外）、県費 1 千万円以上の負担金及び県費 1 千万円以上の債務負担行為設定事業等	
		一般政策経費（維持分）	一般政策維持分	県有建物長寿命化計画対象施設の維持管理経費	
		一般政策経費（枠外分）	一般政策枠外分	継続事業のうち、一般財源総額の算出にあたり対象外とした事業（維持分に係るものを除く）	
			コロナ関連分	R6「コロナ関連分」対象事業	
		一般政策経費（維持枠外分）	一般維持枠外分	一般財源総額の算出にあたり対象外とした事業（維持分に係るもの）	
	重要政策予算	重要な政策課題に対応する事業	新規事業	新規事業（原則ソフト事業）	
非裁量予算			非裁量予算	法律等により事業の実施、経費の支弁が義務づけられている事業	
管理予算	人件費	人件費	特別職給与・報酬、一般職給与、会計年度任用職員報酬（定数分）、OB職員の団体への補助、外郭団体等プロパー職員の人件費補助		
	公債費	公債費	公債費		
	税交付金等	税交付金等	税の市町村交付金等		
	その他管理予算	管理その他	予備費、会計管理費など各部共通の予算（人当旅費、人当需用費、指定修繕を含む）		